2026年11月12日

各　位

会 社 名　株式会社ジェイテック
代表者名　代表取締役社長　藤本 彰
（コード2479 東証スタンダード・名証メイン）
問合せ先　取締役 マネジメントHQ本部長 西田 和弘
（TEL 03-6228-7273　代表）

当社及び当社の子会社の従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026年11月12日開催の取締役会において、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「本処分」といいます）を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．処分の概要

（１）処分期日	2026年12月10日
（２）処分する株式の種類及び数	当社普通株式　30,400株
（３）処分価額	１株につき225円
（４）処分価額の総額	6,840,000円
（５）割当予定先	当社従業員37名　26,000株 当社子会社従業員10名　4,400株

２．処分の目的及び理由

当社は、2025年12月12日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の中長期的な企業価値向上と株主価値の持続的な向上に資する人的資本投資の一環として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。

当社グループでは、中長期的な企業成長の原動力となる「多様な人材が活躍できる環境づくり」を重要施策として掲げております。本制度により、所定の要件を満たす当社及び当社子会社の従業員（以下「割当対象者」といいます。）が当社株式を保有することで、株主や投資家の皆さまと同じ視点で中長期的な企業価値向上を考える経営参画意識を醸成し、グループ全体としてのエンゲージメント強化と価値創造への貢献を期待しております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、割当対象者47名に対し金銭債権合計6,840,000円（以下「本金銭債権」といいます。）を支給すること及び本制度に基づき、本金銭債権の全部を現物出資財産として給付させることにより、当社普通株式30,400株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。なお、本割当株式は、引き受けを希望する割当対象者に対してのみ割り当てられるものであり、割当対象者に対して現物出資のための金銭債権が当社から支給されることから、本制度の導入によって当社及び当社子会社従業員の賃金が減額されるものではありません。

＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

当社は、割当対象者との間で、個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

割当対象者は 2026 年 12 月 10 日（本処分期日）から 2029 年 11 月 30 日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものといたします。

（２）譲渡制限の解除条件

割当対象者が本譲渡制限期間中、継続して当社又は当社の子会社の従業員の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部について譲渡制限を解除します。ただし、当社又は当社子会社の従業員の地位を正当な理由（死亡による退職を含む。）により退職した場合及びその他当社の取締役会が正当と認める理由により退職した場合、当該従業員の退職した直後の時点をもって、譲渡制限を解除いたします。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間中に、割当対象者による法令違反その他当社取締役会が定める事由等に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

（４）組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、割当対象者（但し、割当対象者が死亡により退職した場合は割当対象者の相続人）が保有する本割当株式の全部について譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

（５）株式の管理

割当対象者は、岡三証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

３．処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当対象者に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その処分価額については、恣意性を排除するため、2026 年 11 月 11 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 225 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以　上